

平成30年度第4回豊明市環境審議会 議事録

1.日時等 平成30年11月19日(月)午後2時より、市役所本館3階 第1会議室

2.出席者 委員 8名出席、6名欠席
事務局 経済建設部長はじめ7名

3.議 事 諮問内容に対する答申審議
豊明市生活排水対策推進計画(案)について
豊明市災害廃棄物処理計画(案)について
豊明市家庭系ごみ減量化実施計画(案)について
審議後答申書提出

4.議 長 開会宣言。(14時00分)
充足数の委員の出席(8名出席)を報告。
傍聴人はいないことを確認。

議 長： 議事に入ります。

本日は前回の会議で提出された三つの諮問に対する答申の決定があります。まず、事務局より説明をお願いします。

委員の皆様には三つの計画案についてご審議を頂くこととなります。

それでは三つの計画案について事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 前回会議では、豊明市災害廃棄物処理計画と豊明市家庭系ごみ減量化実施計画について説明させていただきました。今回、この会議に先立ちまして皆様には豊明市生活排水対策推進計画案について送付させていただきました、これを合わせて三つの計画案について説明させていただきます。前回の審議会では災害廃棄物処理計画と家庭系ごみ減量化計画については以前に委員の皆様からご意見をいただいておりますので、変更点のみ説明させていただきます。この三つの説明をさせていただいた後、委員の皆様よりご意見をいただき、特に問題がなければ、答申をまとめまして提出させていただくこととなりますのでよろしくお願いいたします。また、多数ご意見をいただいた場合は、再度まとめまして年度末にもう一度、審議会を開きまして答申をご提示させていただく予定を考えておりますのでよろしくお願いいたします。

では早速、各計画について担当からご説明いたします。

事務局： 豊明市生活排水対策推進計画につきましては事前に各委員へ送付させていただきました、ご意見をいただいております。お寄せいただいたご意見を踏まえ、訂正したものを提示させていただきます。

事務局： この計画についてですが、平成5年1月に愛知県知事から境川流域に接する豊明市、及び周辺市町が生活排水対策重点地域に指定されました。指定されますと水質汚濁防止法に基づき、生活排水対策推進計画を定めなければならないとされています。このことから、平成5年度に策定したものを随時改訂をしながら進めている状況ですが、今回は平成20年度に策定された計画が目標の10年を経過しますので今回の改訂となります。

※豊明市生活排水対策推進計画についての説明

議長： ありがとうございます。

それでは、生活排水対策推進計画についての審議を行います。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

議長： 境川の水質の環境基準につきましては、だいぶ昔になりますが、沓掛中学校近くの境川で竹とペットボトルを使ったいかだを作ってイベントを行ったことがあります。その頃は水質も現在より悪い状況でした。その頃に比べ、平成26年度秋と平成27年度春以外は基準値を下回っている時もあるため、ここ数年境川上流域でも、水質改善の取り組みが行われている結果だろうと思われま。今後は通常でも水質基準値を達成する状態になるように引き続き取り組みをしていかなければならないと考えます。

市内NPOの方々も高齢になられており、事業が縮小してきているので、いかに若い方達や子供たちが親しみを持って近づくことができるかという仕掛けが必要ではないかと考えます。

この計画を進めていくことによる将来の予測を示していただきたいと考えますが、事務局からご説明いただけますか。

事務局： 近年は環境基準を達成している年度もあり、水質の改善がされてきていることがあげられます。これは良い面でもあり悪い面でもあるのですが、どうしても水質に関する意識の希薄化が見られ、興味が薄れてしまい、やむをえないところもあります。

水質浄化の主な原因となるのは、企業や市民の努力の結果でもあるし、合併浄化槽の推進や下水道整備などハード面でも水質が浄化できるしくみが整ってきた

ことが言えると思いますが、そういった中で、今後進めていく段階では、環境教育を進めていきながら、啓発活動が大きなウェイトを占めてくるのではないかと考えております。当市でも検討をしていて、できるだけ多く開催していきたいと考えているところです。水質浄化に直接寄与するものではないにしろ環境教育については積極的に推進していきたいと考えております。

議長： ありがとうございます。

委員： また、過去の話になりますが、当時私もNPOの方々と境川でいかだ下りなどをして、2～3年ほど魚も捕まえたりして楽しませてもらいました。最近には川には行っていませんが雑草もだいぶ伸びてしまって、人が近づかないようになってしまっています。

人が散歩したり、犬の散歩をしたり、人が足を運びやすい環境（習慣化）になれば、草も生えなくなると思います。

学校などに働きかけて、環境学習的な活動をしていただいたりすると、水質浄化を加速させる効果がでるのではないかと思います。

事務局： この計画は、排水計画に限った内容になっておりますが、環境学習となると、水質浄化だけではなく、自然にふれ合う生物多様性に関するものがあったり、地球温暖化によるCO2削減に関するものがあったり、様々なものがありますので、総合的に見ていく中で、その時々に必要なものを発信していけたらと考えております。

議長： ありがとうございます。

あと、もう一つ水質環境基準の測定のことについて、新境橋と境川大橋と2地点で測定されていますが、2地点以外でもう一つ測定地点として豊明市の下流の市域の境目付近の地点の測定はされていますか。

事務局： 16ページでは新境橋のもの、17ページでは境大橋の調査結果が示されておりますが、これは愛知県が行った調査結果となっており、豊明市としましては次ページ以降に示してあり、境川に関しては新境橋でしか調査を行っておりません。

議長： 変わらないのかもしれませんが、豊明市の境川の一番下流のポイントはC類型になるかもしれませんが、基準をクリアしているかもしれませんが、測定区域に含めると、また水質浄化への方策を考える材料ができるかもしれないと思いますがいかがでしょうか。

事務局： 現状では実施していない状態ですが、今ご意見をいただきましたので検討するものの一つとして加えさせていただきます。

事務局： 生物調査は現在も続けられていると思いますが以前国道1号線の橋の下で生物調査を行ったことがあります。新境橋より少し下流ですかね。

事務局： 他の市町と水生生物調査を実施している場所は、新境橋の近くで行っております。

また、このエリアは、場所的にも人を集めて行うにしても調査をしやすい場所なので愛知県とも協力をしながら行っていこうと考えております。

委員： 言葉の問題とも思うのですが、生活排水対策推進計画は今回で改訂されるということですよ。3ページが一番下の部分なのですが、「…計画の策定を行います。」のところで策定となっていますが、「改訂」という言葉ということはないでしょうか。どうでしょうか。

事務局： ご指摘の通り、読み込んでいただくとまだ、言葉的に訂正した方が良い箇所が見つかることがあるかもしれませんので、委員の皆様で読み込んでいただき、内容を大きく変えない程度で訂正した方が良い箇所などがありましたら、この会議が終わったところでご指摘いただければと思います。

委員： まだ、数箇所、気になるところがありますが後程お伝えしたいと思います。

質問なんですけど、下水道設備の充実を図ることと、合併浄化槽の普及を図ることと、最終的には100%浄化処理された水を川に流していくことだと思うのですが、下水設備を計画していくことと、これから家を建てられる方々への浄化槽設置のお知らせの方法とはリンクしながら進めていっているのかどうかというところが気になりました。

例えば、浄化槽を設置した家を建てたのに、数年後にその地域に下水道設備が行われるようなことがないように、常に市民に情報をこまめに知らせているのかどうかということが気になりました。

事務局： その点について、環境課の立場から申し上げますと下水道区域は市街区域に当たるエリアで、あと他に、沓掛町方面の農村集落家庭排水地区、勅使台の集中浄化槽地区以外は、下水道課に確認を取っていますが、2、3年後に開発計画はないということで確認していますし、これからの計画については、環境課では言え

る立場ではないです。現実的ではない話なので、市民の方々にも周知はしておりません。

委員： 行政の管轄権のこともあると思います。ただ、市民から見れば市役所に対してはひとくくりで見られていますので、行政が排水について市民の方々に積極的に協力を求めるのであれば、市民に対してもより細やかに説明をし、理解をしていただき協力を求めることができるのではないかと考えます。

事務局： 確定的な情報として申し上げますと、まず1点目は農村集落家庭排水事業は現在、沓掛町にある沓掛浄化センターで処理をして境川へ放流をしています。これは平成33年度当初から公共下水道への接続を予定しており稼働はそれ以降ということになります。また平成34年度当初からは勅使台地区の大型の合併浄化槽で処理を行っているところを、流域の下水に接続をするという2つの予定が既に年度も確定しています。また市として面的整備を計画しているところで沓掛町寺池（消防署の手前）の地区では市街化区域に編入してこれから戸建ての住宅を建設するための区画整理事業を行う計画があります。それから前後駅から二村台方面へ向かっていく道沿いの以前病院がありましたあたりの間米地区（二村台に隣接している地区）になりますが、約20ha弱で、市街化区域にするために区画整理を行おうと市が誘導している地区があります。これらの地区は公共下水道で処理していくということになります。

また、今後一番大きなものでは既存の集落地区がある栄町の地域については、現在は調整区域内であり、単独浄化槽で処理されて放流されているところがありますが、そういう地区を区域外流入をしていくのか、市街化区域に線引きをし直して公共下水道に繋いでいくのか検討していき、ある程度方針も固まってから今後見直していきたいと考えております。

あくまで市街化調整区域ですので無尽蔵に宅地化されることは少ないと考えています。

委員： わかりました。ありがとうございます。

議長： それでは、災害廃棄物処理計画について事務局より説明をお願いします。

事務局： 災害廃棄物処理計画については前回の審議会以降、委員の皆様から意見をいただき、いくつか修正をさせていただきました。大きな変更点は一時仮置場への運搬の前に市民仮置き場を設けさせていただき、その市内候補地の一覧表を作成し、付け加えさせていただきました。

それでは計画に沿って説明させていただきます。目次をご覧ください。

※豊明市災害廃棄物処理計画についての説明

議長： ただ今説明がありましたことにつきまして、何かご意見、ご質問等があればお願いいたします。

委員： 市民仮置場候補地についてですが、私はちなみに、栄町大根区に住んでおり、近くに大原公園というグラウンド兼公園もありますが、大根区に対する仮置場が少ないように思えたのですが、この仮置き場の候補地は各区長さんからの要望などがあって決められたものでしょうか。

事務局： 区長様以下住民の方々への説明は行っておりません。公園を管理している都市計画課とは協議をさせていただいております。今後は説明会を行っていかねばならないと考えております。

委員： 大原公園は、私の住んでいる地区から近い場所にあり、大きな公園なので仮置場としてどうかということでお聞きしました。

事務局： この防災計画は環境課が作成したのですが、これはもし全庁的に地震が起こった時に、大きな公園ですと避難所の敷地として使われる可能性があります。大原公園が載っていないのは、災害時などに別の用途で使われる可能性もあり、この候補地から意図的に外されていることも考えられるので、今後都市計画課や他課との調整をして再度候補地を選定し直すこともあります。あくまで候補地ということですので今後も変更はありうるということです。

委員： 大根地区は高齢者の方々が多く、一番近い非難場所として、栄中学校などがあります。仮置場もなるべく近い場所という思いがあり発言させていただきました。

事務局： この災害廃棄物処理計画も市の防災計画があって作成しているものなので、有効で活用できる土地がありましたら加えていきたいですし、また、民有地でも有効な場所を貸していただけるならば、そのような場所も加えて計画を見直していきたいと考えています。

委員： この間の21号から24号までの台風がありましたが、緊急速報で逢妻川が氾

溢したという情報が流れて、逢妻川に関係する市町村名が表示されたのですが、豊明市は関係市町村名として表示されていなかったのですが、これはどうしてでしょうか。

事務局： これは襲来した3つの台風の内2つは雨よりも風台風だったことと、境川が危険水位には達しなかったことが原因と思われます。逢妻川は境川の支流にあたるんですが、そこで関係市町村では豊明市が上がっていなかったとが考えられます。

掲載ミスではないと考えられます。境川も一度夜中に30分から1時間程度危険水位に達したことがありましたが、その場合には、豊明市でも危険水位を超えた場合は情報をお知らせいたします。逢妻川は刈谷市側ですので、豊明市の表示はなかったということです。市内の川では皆瀬川と井堰川、若王子川には水位計がありますので、氾濫水位になるかどうか確認できますので、注意していくことができます。

先程の仮置場の件に戻りますと逆に言いますと水害の場合と地震の場合とでは状況が変わってきます。水害の場合だと、市の東側の地域などに被害が及ぶ可能性があるため、仮置場はその地域に設置されることになると考えられます。地震ですと市域全域が対象地域になるので市内の公園等が市民仮置場となり、勅使グラウンドが一次仮置場になります。

議長： ありがとうございます。それでは他に特段問題がないようですので答申としてまとめさせていただこうと思います。

それでは次の家庭系ごみ減量化計画について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局： 豊明市家庭系ごみ減量化実施計画について説明させていただきます。

※豊明市家庭系ごみ減量化実施計画についての説明

議長： ありがとうございます。

委員： 20%減というのは家庭系ごみの方でしたよね。事業系ごみは入っていませんよね。

事務局： そのとおりです。

委員： いずれにせよ平成34年度までに20%減というのは相当高い目標になると思

いますので、今まで会議で審議してきた内容をより具体的に取組んでいかないとクリアは大変難しいと思われま。よって段階的にごみの有料化にもつながっていく可能性もあるため、有料化がいいのか、悪いのかは別として、出来れば有料化をしないで目標を達成できればいいとは思っています。ただ市民のみなさんにかなり協力してもらわないと数値達成は難しいと考えています。今、環境課としても必死になって策を考えていただいているところだと思いますが、市民だけでなく、企業にも協力をお願いしていかないと達成は難しいと考えています。

10月27日の説明会でも水切りをしっかりとやっていただくだけでもごみの減量に大きく貢献できるという説明はしていただいていると思いますが、市民の皆さんに生ごみとして捨てる前のひと絞りをやっていただくだけで相当大的な減量につながると考えられます。捨てる前のひと絞りをどうやって広報していけば市民の皆さんに実行してもらえるのかを、私も廃棄物を取り扱って30年になりますが、市民の皆さんにどう広報し、徹底実行をしていただけるかについては、答えは出せていません。

事務局： 説明会に出席いただける方は、基本にごみのことに意識がある方々であり、集まったのも60数名でした。今後も、説明会として開催するにしても、集まっただけの方は限られていますので、こちらから、各地域などで地元の方が集まる会合などがある時に、出向いていくことを考えています。委員の皆様にはお願いがあるのですが、色々な会合が開かれる情報がありましたら環境課にご連絡をいただければありがたいです。環境課の職員が積極的に出向いて、説明に伺います。

委員： 私は農業をやっているのですが、農業をしていて発生したごみはどのように廃棄または処分したらいいのか教えてください。

事務局： 農業（事業）として行っているならば事業者として、責任を持って処理しなければならないということで法律上取り決められています。事業系ごみとして東部知多クリーンセンターに運んでいただき処分してもらうこととなります。家庭菜園で出るごみは事業を行って発生したものではないので普通に家庭系のごみとして出してもらいます。この家庭系ごみとして出していただく時は、重量を減らすため、生ごみは乾燥させていただくと重量が減らせます。また環境課では生ごみ処理器であるコンポストなどの設置補助も行っているため利用していただいたり、ボカシというものも配布しているので、それらを利用してごみの減量に役立ててもらえればと思います。トウモロコシの芯や、竹の子の皮などは、土の中に埋めても分解せず残ってしまいますのでそういうものは、可燃ごみとして出していただ

くことになります。

委員：平成5年頃だったと思いますが、小学4年生の子供たちが社会の授業の一貫で東部知多クリーンセンターに見学に行ったときに私も特別に同行させてもらったのですが、印象に残ったことがありました。当時のセンター所長さんの話で、ごみをここではこのように燃やされますとか、処理される過程を色々話されていて、ごみを減らす方法についての説明があまりされない中で、最後に、みなさんが夏によく食べるスイカや瓜などがありますが、あれは絶対食べきってくださいという話をされて面白く印象の残る見学会になったことがありました。東部知多クリーンセンターの改築が終わり、見学会がまた来年度から再開するということなので、環境学習を行っていく際には子供達に対しても印象の残るものにしていくことが必要と思いました。

事務局：環境課では、今年からは市民の皆様にごみ減量の啓発活動を行っていくということでマッタマンを活用して、色々な場に出張してもらい活動をしていければと考えております。平成29年度は栄小学校以外の8校と保育園も全園で活動させていただきました。大人への啓発よりも子供への周知の方が情報がよく伝わるということがあります。マッタマンも5人に増えまして全て職員が行っており啓発活動も充実しています。また、先日も取材があり新聞にも掲載されました。

議長：ありがとうございました。資料については大きく変更がないということなので、答申案を事務局の方で作成していただき、説明をお願いいたします。それから当会より提出したいと思いますので、準備の方をよろしくをお願いいたします。

事務局：基本的に前回の会議の意見を参考にさせていただいたことと、生活排水対策推進計画については事前に資料を送付させていただいたうえで、ご意見をいただいておりますので、それを踏まえて事務局案を作成させていただきました。

それでは答申書内容を読み上げさせていただきますので、内容を聞いていただきたいと思います。

※答申書内容読み上げる。

議長：ありがとうございました。何かご意見、ご質問等がありますでしょうか。

委員：「生活排水対策推進計画について」の2行目のところで、「前」計画は「現」計画になると思います。

事務局： ご指摘ありがとうございます。訂正いたします。

議長： その他に何かご意見等がありますか。
ないようですのでこの3つの計画を答申として承認してよろしいでしょうか。

事務局： 先程のご指摘の箇所については訂正させていただきまして、再度答申書を提示させていただきます。

訂正している間10分ほど、休憩を取ります。

※休憩後再開

議長： それでは答申書の受け渡しを行いたいと思います。

事務局： それでは島田会長より、経済建設部長へ答申書の受け渡しを行います。

議長： 平成30年8月6日付け豊環第287号により諮問のあった事項について以下
(会長) のとおり答申する。

※答申内容の読み上げ

会長： 以上、よろしく願いいたします。

(会長)

※会長より経済建設部長へ答申書を手渡す。

事務局： 本来は市長が受け取る場所ですが、公務のため、私（経済建設部長）が市長に代わりまして受け取らせていただきます。

また、短い期間に集中してご審議をいただき誠にありがとうございました。今後の環境施策に役立ててまいります。本日はありがとうございました。

議長： 答申書は課長より市長へ渡していただくということで、よろしく願いいたします。

その他なにかありましたら、お願いいたします。

無いようなのでこれにて議事を終了いたします。その他事項について事務局からお願いします。

事務局： 議事録については今回も委員の皆様のお名前は伏せて作成して公開させていただきます。

また、今後の予定ですが、年明け1月にこの計画案のパブリックコメントを予定しております。そこで出た意見を踏まえて訂正の必要性があれば訂正した計画案を年度末に委員の皆様に提示させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議長： ありがとうございました。それでは本日の内容を全て終了いたします。
平成30年度第4回環境審議会を閉会いたします。